

議案第27号

日野町個人情報保護法施行条例の一部改正について

日野町個人情報保護法施行条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月22日提出

日野町長 埴田 淳一

日野町個人情報保護法施行条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務については現在鳥取県西部町
村情報公開・個人情報保護審査会を設置し委託しているが、これを廃止し令和6
年4月1日から鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に委託するため、関係条例
について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

・第5条中「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会」を「地方自治
法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する審査会」に改める。

3 附則

令和6年4月1日から施行する。

日野町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

日野町個人情報保護法施行条例(令和5年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会</u>(以下「<u>審査会</u>」<u>という。)</u>に諮問することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「<u>審査会</u>」<u>という。)</u>に諮問することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。